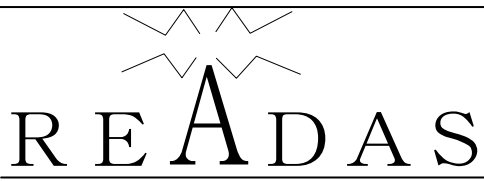


第 5457 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月26日 火曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 国庫補助金の交付事業年度後に固定資産を取得した場合

**Q**：国から補助金をもらい改良工事を行います。改良工事に伴い完成する資産の取得時期は、補助金の交付を受けた後の事業年度になる予定ですが、この場合どのように処理をすればいいのでしょうか？

**A**：次のように処理をします。

### 【解説】

法人税では、内国法人が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国庫補助金等の交付を受け、その事業年度においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をして、その事業年度終了の時までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定した場合には、国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額をその事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法等により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する旨規定しています。

お尋ねは、対象資産の取得等の時期が、補助金の交付を受けた事業年度後の事業年度になるとのことですが、この場合には、対象資産が完成するまでの間、仮勘定として経理し、対象資産を取得等した事業年度においてこれを取り崩して益金の額に算入するとともに、固定資産を取得等した事業年度において、圧縮記帳をすることが認められます。

